

令和6年12月5日

「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録（代表一覧表記載）

パラグアイにて開催中のユネスコ無形文化遺産保護条約第19回政府間委員会において、我が国より提案した「伝統的酒造り」の代表一覧表記載に関する審議が行われ、現地時間12月4日（水）（15時43分 [日本時間12月5日（木）3時43分]）、「記載」との決議がなされましたので、石破内閣総理大臣メッセージ、あべ文部科学大臣談話と併せてお知らせいたします。

1. 政府間委員会の審議結果

○「伝統的酒造り」について、「記載」の決議がなされた。

（参考）決議の3区分

- ・①「記載（Inscribe）」：記載するもの。
- ・②「情報照会（Refer）」：締約国に追加情報を求めるもの。
- ・③「不記載（Not to inscribe）」：記載にふさわしくないもの。

2. これまでの経緯

令和5年 3月 「伝統的酒造り」を提案。

令和6年11月4日（日本時間11月5日） 評価機関より「記載」の勧告。

令和6年12月4日（日本時間12月5日） 第19回政府間委員会において「記載」の決議。

＜担当＞ 文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室
室長 則本（内線 4784）
室長補佐 木南（内線 2414）
無形文化遺産係 江黒・関（内線 4698）
＜東京リエゾン＞
電話：03-5253-4111（代表）， 03-6734-4698（直通）

決議全文

委員会は、

1. 日本が「伝統的酒造り」（第 01977 号）を人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載に向けて提案したことに留意する。

酒は穀物と水から作られるアルコール飲料で、日本文化に深く根付いている。職人は麴菌を使って原料のデンプンを糖に変える。職人は麴菌が最適な条件で生育するよう工程を監督し、必要に応じて温度と湿度を調整する。彼らの仕事が酒の品質を決定する。神々からの神聖な贈り物とみなされている酒は、祭り、結婚式、通過儀礼、その他の社会的・文化的行事に欠かせないものである。今日では大量生産されているが、職人は伝統的な方法で酒を作り続けている。「杜氏」と呼ばれる酒造りのリーダーが、「蔵人」と呼ばれる酒の作り手を率いて実践と伝承を行っている。もともと、酒造りは女性だけで行われていた。需要の増加に伴い、男性もその過程に関わるようになった。今日では、性別を問わず誰もが知識と技術を習得できる。酒造りは徒弟制度を通じて継承されている。地域の組合も酒蔵を支援しており、職人によって設立された 2 つの全国組織が、日本政府の財政的及び技術的支援を受けて、酒造りの体系的な伝承に貢献している。酒造りには多くの人手と強いチームワークが必要なため、酒造りは職人間の社会的つながりを促進する。また、原料を供給する農家を含む地域住民とのつながりを強め、社会的結束に貢献する。

2. 提案書に含まれる情報をもとに、提案が、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載のための以下の基準を満たしていると考える。

R. 1: 「伝統的酒造り」は、日本における麴菌を使った伝統的な酒造りの知識と技術である。

本件の実践者および担い手は、麴菌を使った酒造りの知識と技術を習得した職人と、主なコミュニティを代表し、その伝承に責任を持つ 2 つの重要な組織である。酒造りの知識と技術は、個人、地域、国の 3 つのレベルで伝承されている。伝統的な伝承方法には徒弟制度が含まれるが、多くの地域組合と 2 つの全国組織も、さまざまなプログラムや取組を通じて伝承を支援している。本件は、職人と関係するコミュニティとの間の強い社会的つながりと結束を促進する。本件はコミュニティにとって強い文化的意味を持ち、酒は日本の祭り、結婚式、通過儀礼、その他多くの社会的・文化的行事に欠かせないものである。

R. 2: 「伝統的酒造り」は、食糧安全保障、気候変動を含む環境の持続可能性、持続可能な消費と生産、平和と社会的結束に貢献する。本件は、酒造りに不可欠である清らかな水と米や大麦などの穀物を保護することで、食糧安全保障と環境の持続可能性に貢献する。コミュニティも、酒蔵周辺の持続可能な食糧生産と環境保護に取り組んでいる。ジェンダー平等の点では、20 世紀以降、酒造りはすべての性別に開かれている。酒造りは、職人とコミュニティを結びつけることで、平和と社会的結束を促進する。また、効率的な資源利用とリサイクルを通じて廃棄物を最小限に抑え、持続可能な消費と生産を促進する。

- R. 3: 徒弟制度以外の様々な保護措置は、地域コミュニティ自身によって計画され、体系的に実施されている。職人は、自分の蔵で作業の記録や文書を保管している。地域組合は、地元の蔵に対し、講習会を開催したり、技術顧問を派遣したりしている。さらに、「日本酒造杜氏連合会」と「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」は、伝統的酒造りの伝承のための条件の改善に取り組んでいる。政府が講じた保護措置には、作り手の技術研鑽のための新酒鑑評会の開催、地域社会への伝承活動への補助金の交付、酒造り職人の資格検定制度の創設、酒用の麹菌と酵母の培養の開発などがある。
- 「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」は、保護措置の進捗状況とその結果に関する情報収集を行っている。協会はまた、記載による意図しない結果を監視する責任も負う。
- R. 4: 職人たちは文化庁が実施した全国調査に参加し、保護措置に関する情報収集が行われた。関係コミュニティは提案にあたり、自由意志に基づき、事前の十分な説明を受けた上で同意した。また、提案書の作成のための資料を提供し、全面的に協力した。
- R. 5: 「伝統的酒造り」は、2021 年 12 月に日本の無形文化遺産の目録に掲載された。この目録は、日本政府である文化庁によって管理されている。目録作成プロセスに関する情報は、提出された 2016 年の定期報告書に含まれている。各無形文化遺産に関係するコミュニティは、目録作成プロセス中にそれぞれの案件に関する情報を提供する。コミュニティは、目録の年次更新に当たり、伝承状況などの最新情報も提供する。
3. 「伝統的酒造り」を人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載することを決定する。
 4. 日本が、案件に関係する文化的実践について詳細かつ視覚的に紹介する良質のビデオを提出したことを称賛する。

「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録に当たっての
内閣総理大臣メッセージ

我が国の「伝統的酒造り」が、このたびユネスコ無形文化遺産に登録されたことを、心から嬉しく思います。「伝統的酒造り」の保護・継承に尽力してこられた多くの関係者の方々に、心からのお祝いを申し上げます。

「伝統的酒造り」は、杜氏・蔵人等が、こうじ菌を用い、日本各地の気候風土に合わせて、経験に基づき築き上げてきた、世界に誇れる酒造り技術です。

日本各地で人から人へと受け継がれてきたこの伝統的な技術を守り、次の世代へ継承するとともに、今回の登録を契機に、国内のみならず海外の方にも「伝統的酒造り」を知っていただき、地方創生や海外への更なる展開にもつながるよう、関係者の方々の取組を支援していきたいと思えます。

令和6年12月5日
内閣総理大臣 石破 茂

「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録 (代表一覧表記載)に当たってのあべ文部科学大臣談話

「伝統的酒造り」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことは大変喜ばしく、各地で「伝統的酒造り」の保護・継承に取り組んでこられた関係の皆様に関心と心よりお祝い申し上げます。

「伝統的酒造り」は、伝統的なこうじ菌を用いて、杜氏・蔵人等が経験に基づき築き上げてきた酒造り技術であり、日本各地の自然の特徴や気候風土を反映する形で発展を遂げてきた我が国の大切な文化です。

この登録を契機として、「伝統的酒造り」が、各地域で次世代に着実に継承されるとともに、地域活性化や海外での認知度向上に寄与することが期待されます。文部科学省としては、この技術が、今後も受け継がれるよう取り組んでまいります。

「伝統的酒造り」提案概要

1. 名 称

伝統的酒造り

2. 対 象

杜氏（とうじ）・蔵人（くらびと）等が、こうじ菌を用い、日本各地の気候風土に合わせて、経験に基づき築き上げてきた、伝統的な酒造り技術（日本酒、焼酎、泡盛等）。

3. 技術の担い手

- ・日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会
- ・日本酒造杜氏組合連合会



水分調整



こうじ造り

条約の概要

ユネスコ無形文化遺産について

2003年(平成15年) **無形文化遺産保護条約** 採択〔2004(H16)年 日本締結(世界で3番目)、2006(H18)年 発効〕

【目 的】 ■ 無形文化遺産の保護

■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内 容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成**

■ 「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成

■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数:183

登録までの流れ

■ 締約国からユネスコに申請(毎年3月)

〔各年、約60件の審査件数の制限〕

* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先

* 我が国の案件は実質**2年に1回**の審査となっている

■ 評価機関による審査

■ 政府間委員会において決定(翌年11月頃)

① 記載(inscribe)

② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求

③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

■ 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。(a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。

5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等 **現在 23件**

世界全体では611件(令和5年度分まで)

■ 重要無形文化財 ■ 重要無形民俗文化財 ■ 登録無形文化財
■ 選定保存技術 ■ 文化審議会決定

2008 (H20)	のうがく 能楽	にんぎょうじょうりふんらく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎
2009 (H21)	ががく 雅楽 あきうのたうえおどり 秋保の田植踊【宮城】	おぢやちみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布【新潟】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽【秋田】	おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと【石川】 だいまくたて 題目立【奈良】 はやちねかぐら 早池峰神楽【岩手】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊【北海道】
2010 (H22)	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬【茨城・栃木】	
2011 (H23)	みぶのはなたうえ 壬生の花田植【広島】	さだしんのう 佐陀神能【島根】	ほんみのし 本美濃紙 ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら 秩父祭の屋台行事と神楽 たかやままつりのやたいぎょうじ 高山祭の屋台行事 おがのなまはげ 男鹿のナマハゲ
2012 (H24)	なちのでんがく 那智の田楽【和歌山】		
2013 (H25)	わしよく 和食	にほんじんのでんとうてきなしよくぶんか 日本人の伝統的な食文化	
2014 (H26) 拡張提案中	わし 和紙	にほんのてすきわしぎじゅつ 日本の手漉和紙技術	※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して登録。 ※越前島の子紙【福井】を追加する 拡張提案中 。
2016 (H28) 拡張提案中	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として登録。 ※常陸大津の御船祭【茨城】、村上祭の屋台行事【新潟】、放生津八幡宮祭の曳山・築山行事【富山】、大津祭の曳山行事【滋賀】を追加する 拡張提案中 。	
2018 (H30)	らいほうしん 来訪神	かめんかそうのかみがみ 仮面・仮装の神々	※2009年に無形文化遺産に登録された甕島のトシドン【鹿児島】に、男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して登録。
2020 (R2) 拡張提案中	でんとうけんちくこうしょうのわざ 伝統建築工匠の技	もくぞうけんぞうぶつをうけつぐためのでんとうぎじゅつ 木造建造物を受け継ぐための伝統技術	※2009年に提案したものの未審査となっていた「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加し、計17件の技術として登録。 ※手織中継表製作を追加する 拡張提案中 。
2022 (R4)	ふりゆうおどり 風流踊	※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川】に、綾子踊【香川】など40件を追加し、計41件の伝統芸能として登録。	
2024 (R6)	でんとうてきさけづくり 伝統的酒造り		
提案中	しょうどう 書道		